

## 吹田市民営化保育所移管先選定委員会（第2回）の要旨

### 1 開催日時

平成28年11月11日（金） 午後6時30分～午後8時20分

### 2 開催場所

吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

### 3 出席委員

9名

### 4 議題

- (1) 会議の公開・非公開について
- (2) 吹田市民営化保育所（吹田保育園）移管先募集要領（案）について
- (3) 吹田保育園の移管先選定に係る審査項目（案）及び審査方法（案）について
- (4) 吹田保育園民営化の今後のスケジュール（案）について

### 5 議事（要旨）

#### 1 開会

委員長： 第2回の選定委員会を開催いたします。会議の成立を事務局にお願いいたします。

事務局： 今回から吹田保育園の特別委員2名の参画がございます。本日の出席委員は9名でございます。委員数の半数以上の御出席を得ておりますので、本日の委員会が成立している旨、御報告いたします。

#### 2 会議の公開・非公開について

委員長： それでは、次第2 会議の公開・非公開について、にまいります。本会議は吹田保育園の移管先選定について審議を行いますが、本会議を公開とするのか、非公開とするのかについて、確認したいと思っております。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 【会議の公開・非公開について説明】

委員長： ただいま、事務局からの説明がありましたが、行政の審議会等では情報公開制度の趣旨から、基本的に公開が望ましいと思いますが、民営化移管先の選定手続きを進めていく上で、公平性の観点などから非公開とする事が必要な事案もあります。そのため、本会議についても、藤白台保育園の審議と同様に非公開とするのが妥当と考えますが、皆様いかがでしょうか。

各委員： 異議なし

委員長： それでは、非公開で進めてまいりたいと思います。  
続きまして、本会議の会議録について事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 【会議録の作成について説明】

委員長： ただいま、事務局から説明がありましたとおり、会議録を作成するということとなります。各委員の発言は記録されますが、表記は委員長、副委員長、委員と表記されることとなります。また、事業者の情報も非公開部分がございますが、よろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： 事務局から何かありますか。

事務局： 吹田保育園の保護者委員から、吹田保育園で行った民営化に関する保護者のアンケートをお預かりしております。民営化に対する保護者の思いが込められた内容ですので、各委員さんに内容を見ていただきたいとのことです。委員長にお渡しいたします。

この文書についてどのように取り扱えばよろしいでしょうか、委員間でご審議いただければと思います。

委員長： 委員の皆さんに見ていただいたらいかがでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： では、委員の皆さんに写しを配付してください。保護者委員の方から何かお伝えしたいことはありますか。

委員： 民営化に際して移管先事業者に求めることや、残してほしいことなどについて吹田保育園の保護者会でアンケートを取ったところ、たくさんの意見をいただきました。この意見を通して、選定委員の皆様にも少しでも吹田保育園の保護者の思いをお伝えできたらと思い、アンケートの集計結果を配付させていただきました。吹田保育園の事業者選定の際に参考にしていただきますようよろしくお願いいたします。

委員： 保育の水準が下がるのではないかと、看護師を配置してほしい等の声がありますので、選定の際に参考にしていただければと思っています。

委員長： 保護者の思いは十分に理解いたしました。この保護者の思いを踏まえながら、募集要領（案）の審議を行っていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

### 3 吹田市民営化保育所（吹田保育園）移管先募集要領（案）について

委員長： では、次第3 吹田市民営化保育所（吹田保育園）移管先募集要領（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 【吹田市民営化保育所（吹田保育園）移管先募集要領（案）について説明】

委員長： 説明が終わりました。吹田市民営化保育所（吹田保育園）移管先募集要領（案）について審議を行います。何か御意見のある委員さんはおられますか。

委員： 前回の藤白台保育園を審議した委員会の時に、募集要領の内容が変更されたので変更後の内容で提案をしているとのことでした。吹田保育園の募集要領では変更しないしてほしいと言えば、修正は可能ですか。

事務局： 他の委員さんも含めて本委員会で議論していただき、その方が良いということであれば修正したうえで、あらためて藤白台保育園の保護者委員の方にその旨をご説明いたします。今回は、第1回の藤白台保育園の時に議論を行った結果として御提案しております。

委員： 前回の議論のなかで変更になった経緯について教えてください。事務局の提

案なのか、藤白台保育園の保護者の方や他の委員の方が意見を言われたのか。

事務局： 変更部分については、先の南保育園の選定委員会で御意見をいただいております、また、前回の藤白台保育園の選定委員会でも委員さんから御意見がございました。

まず募集範囲の変更についてです。吹田市内の事業者に限った場合に、応募がなければ再度選定委員会を開催する必要があります。今回は2園を同時に募集することを踏まえて、募集がなかった場合の対応について、協議しておいた方が良いのではないかという御意見がございました。

次点事業者についても、委員さんからあらためて御意見をいただきましたので、事務局から案を提案して、御議論いただきました。

委員： 保護者の立場からすると、保育の質の低下を非常に不安に思っています。よく分からない事業者の応募があった場合には、そこで大丈夫なのかという思いを強く持っています。そもそも民営化自体に反対という声もあります。先ほど提出したアンケートには入れていませんが、具体的にどこの事業者に担ってほしいですかというアンケートも行っています。その中では、吹田市内の事業者が多く挙がっていました。募集要領を変更して他市の事業者が入ってくることになれば、保護者の願いに合わないと思います。

今回の募集で応募が無かったとしても、次の募集時には保護者の願いに沿うような事業者が手を挙げるかもしれません。最初に手を挙げなかったとしても、次回に手を挙げる可能性も有ると思いますので、南保育園の募集要領から変更しないしてほしいです。

こういった内容について藤白台保育園の選定委員会で決定して、吹田保育園の保護者委員が新しく入った吹田保育園の選定委員会で検討してもらえないというのは、民主的ではないと思います。

副委員長： 藤白台保育園の保護者委員は逆の意見でした。2回に分けて募集するのではなく、最初から他市も同時に募集してほしいという意見でした。ただ、吹田市の保育所民営化ですので、市と連携している吹田の事業者を重視したいということです。今回の吹田保育園の募集要領（案）については、藤白台保育園の議論を受けて事務局が提案しました。

委員： 吹田市の事業者の応募を優先し、応募がなければ北摂地域の事業者を対象とする2段階での募集内容になっています。なぜ、隣接している大阪市を入れずに北摂地域に限っているのか。大阪府下の事業者に対象範囲を広げたり、極端

に言えば、範囲をなくすという意見があるかもしれませんが、このような募集内容にした理由をもう少し詳しく御説明いただけないでしょうか。

事務局： 大阪市内の事業者を含めるという議論もありました。しかし、大阪市は政令指定都市であり、保育所運営に対する考え方が違う部分もあります。隣接している市の中で規模が同等で、生活圏に接する北摂地域を対象とするのが望ましいと考えて、この募集要領（案）を提案させていただきました。

事務局： これまでの保護者説明会等で、保護者の方の御意見をお伺いしているなかでは、現在、吹田市内で保育所、幼稚園、認定こども園を運営している事業者に引き受けていただくのが一番と思っています。ただ、今回は2園を同時に進めているため、どちらかの園に応募が偏ったり、どの事業者も応募されないという可能性もございます。そのため、吹田市の事業者だけでなく、2段階という形ですが他市の事業者も手を挙げるができる募集内容を提案しております。

委員： 藤白台保育園と吹田保育園の募集の条件を同じにしないといけないというのは、何か根拠法令があるのでしょうか。ないのであれば、この選定委員会において委員の意見が一致すれば、別の内容になるということもあり得ますよね。

事務局： 各園によって特色がございますので、その特色に基づいて募集要領の内容が異なる可能性はあると思います。しかし、公立の保育所は基本的に同じような条件で運営しているのが前提ですし、保護者への説明会も同様に行っております。各園によって募集の条件が違ったり、保育の条件が違ったりしますと公平性の点から問題が出てくる可能性があると考えています。そういったことも踏まえて、同じ条件で募集を行うのが望ましいと判断しております。

委員： そうであれば、委員会自体を藤白台保育園と一緒の会議体にすべきだと思います。先に開催した藤白台保育園の選定委員会で決まった内容を吹田保育園に押し付けるという形になってしまいませんか。民主的でないと思います。

事務局： もちろん別々の会議体で議論しておりますので、委員さんの判断によって結論が異なるということは十分に有り得ることだと考えております。必ず同じ結論にしようとは考えておりません。

事務局： 様々な意見を委員会の中で御議論いただければと思っておりますが、事業者の

募集範囲を変えなければならないほど、吹田保育園と藤白台保育園の特色に違いがあるとは思っておりません。同じ募集内容が望ましいと考えておりますので、吹田保育園の募集要領（案）については、藤白台保育園の結果を踏まえて御提案しております。

委員： 吹田市内の事業者でないといけないのでしょうか。

委員： いけないということではありませんが、吹田保育園は地域と密着して保育を行っており、近くの私立保育所とも交流があります。近くの私立保育所であれば、保育内容も分かりますし、保育内容が一切変わらないのが預ける親にとって一番の安心です。そういう面から吹田近辺の事業者をお願いしたいという意見がアンケートでも多かったです。

北摂地域となるとどこか分からない事業者が来ることになり、保育内容も変わると思います。それが一番不安ですので、できれば吹田市内の事業者に引継いでいただきたいという思いです。

委員： 私も全く同感です。吹田の文化等をよく分かっている吹田市内の事業者が運営されるのが望ましいことだと思っておりますが、現段階では、どこの事業者が応募されるか分かりません。仮に、吹田の事業者がいくつか手を挙げた場合は、それぞれの事業者を実際に見たり、話しを聞いたりしながら点数をつけて、その中で一番良いところを選定することになります。そこに他市の事業者が入られる場合も、同じように点数をつけて評価をしていきますので、他市だから良くないということにはならないと思います。保護者の皆さんも委員の一人ですから、応募書類を見て審査されるなかで、不相当だと思われれば、そのような評価をされたら良いと思います。

委員： 保護者の方が、今の保育内容を引き継いでもらえるのか非常に不安になっておられるのはよく分かります。今の吹田保育園の保育内容を十分に理解したうえで、手を挙げてこられる事業者を選定するのがこの委員会だと思います。事業者が応募をするときには、吹田保育園の特徴を分かっただけで様々な提案をされてくると思います。その提案を見ながら、ここは相応しい、ここはこういう点が良くないと考えていくのが本来の審査だと思います。応募資格だけで判断するよりは、応募いただいた提案内容を精査していくことが、保護者の皆さんが望んでおられるような、今の吹田保育園に近い保育内容を行う事業者を選ぶ指針になるのではないかなと思います。

委員： 最終的には点数をつけて選定していきますが、募集条件ぎりぎりに応募してきた事業者や、今の吹田保育園の保育運営と似ている事業者、意欲的に保育内容を引き継ごうとしている事業者などが明確に出てくれば判断することは可能だと思います。吹田市内の事業者であれば、噂を含めてどういう評判なのか聞くことができますが、他市で全く知らない事業者が応募してきた場合には判断できません。そのような事業者を採点して、基準点ぎりぎりの結果となるのはやはりいやだなと思います。そうであれば、はじめから他市の事業者を含めないという募集条件にしておいた方が良くと思います。

委員長： この委員会の審査方法は、1事業者でも複数事業者でも絶対評価で行いますので、1事業者の場合にそのまま選定することは全く考えておりません。その点は、委員間で共通理解を持って進めて行くつもりです。

今、事務局から説明があった内容では、募集の受付を2回に分けています。最初は保護者委員の意向を受けて、吹田市の事業者を対象にします。その後に北摂地域の事業者を対象に募集するということです。

吹田市の事業者から応募がなかった場合に、どれだけ待てば応募してもらえるようになるのか。当てにできない話をするよりは現実的な対応を考えるべきだと思います。

委員： 保護者の意見は、吹田市内の事業者を選んで欲しいということですか。

委員長： もちろんまずは吹田市内の事業者を対象にしますが、応募がなければどうしようもないのではないのでしょうか。

委員： その時は再募集したらいいと思います。

委員長： いったん募集を行って、吹田市内の事業者がどこも手を挙げなかった。その後期間を置いて再募集を行ったときに、手を挙げなかった事業者が手を挙げるかということそれは難しいと思います。

委員： 南保育園の時は、他市の事業者を対象とする募集条件はなかったですね。応募がなければどうする予定だったのですか。

事務局： 事業者の応募がなければ、あらためて選定委員会を開催して対応策を考えることになっていました。そうなった場合には事業者の決定時期がどんどん遅くなっていったと思います。

保護者説明会の中では、保育の条件を下げても募集することは考えていないことや他市へ対象事業者の範囲を広げること等は検討範囲ですとお話させていただいております。

委員： 南保育園と同じ内容で募集することはできないのですか。

事務局： 募集を行ってどの事業者からも応募がなかったとすれば、あらためて選定委員会を開催する必要があります。その結果、事業者の決定時期が遅れることになり、保護者と事業者がお話を行う貴重な三者懇談会の期間が短くなってしまいます。三者懇談会で移管に向けてしっかり話し合っただく期間を十分に確保するため、早く事業者を決定したいと考えており、このような募集内容で提案させていただいています。

委員： 意見として分からなくはないです。他の委員さんがその方が良いということでしたら仕方ないです。

委員： 吹田市内の保育所よりも、隣接している他市の保育所の方が近い場合があります。遠い吹田市の保育所より、近くの他市の保育所の方が身近ですよ。

委員： 吹田保育園は近くに市内の保育所がいくつかありますから。

副委員長： 吹田市の事業者から手が挙げれば問題はないのですが、もし他市の事業者を対象とする条件を付けていなかったら、12月末で申込みを締め切った時に、あらためて12月末に集まる必要が出てきます。その時に議論をしても、おそらくこの他市の事業者の条件が付け加わるだけではないかと思います。そうであれば、今の時点でこの条件を付けておき、できるだけ早く事業者を決定する。そして、その後の引継ぎをしっかりと行う方向で考えた方が良いと思います。

事務局： あらためて選定委員会を開催する場合は、委員さんの日程調整が非常に難しいことや市報すいたに掲載することも考えると、3か月程度スケジュールが遅れることになると思います。その点も考えてこの募集要領（案）を提案しております。

委員： 吹田市の事業者を優先する申込み期間が過ぎたとしても、その後の募集で吹田市の事業者が応募できないわけではありません。最初の募集時に手が挙げなかった場合でも、募集が継続していることを吹田市の事業者にお伝えしていけば、応募があるかもしれません。

委員： 他市の知らない事業者が応募することに対する不安感はよく分かります。ただ、吹田市の事業者のみを対象に募集を行って応募が無かった場合には、条件を緩くするような形にもなりかねない。そうするよりは、今の吹田保育園の保育内容を引き継ぐ、職員配置をしっかりと行う、看護師も配置するという保育所運営に関する条件をしっかりと提示した内容で募集を行う。他市の事業者といっても認可保育所等を運営している社会福祉法人等が対象です。募集条件である保育の水準を変えないことを前提に、範囲を広げていくという方法は一つの策として有効であると考えています。それでも、どうしても吹田市の事業者でないといけないということであれば、また議論が必要になりますが。

委員： 他市の事業者を含めても手が挙がらなかった場合はどうするのですか。

事務局： あらためて選定委員会を開催して、対応について協議していただきます。北摂に限らず大阪府内の事業者に対象を広げる必要があるかもしれませんし、事業者が手を挙げにくい条件が分かれば、その条件を外すことになるかもしれません。

委員： ○○委員のお話はよく理解できました。  
保護者のアンケートや思いについては、ここで言うておかないといけませんので言わせていただきました。

委員長： 保護者のアンケート内容を十分に踏まえたうえで、より良い事業者を選定することになってくると思います

委員： 募集要領（案）を了承する前に、保育所運営に関する条件の部分であらためて見ていただいたらいいと思います。先ほどのアンケートの中で希望されていることは、概ね条件の中に入っているようですが、その点も確認していただいた方が良いでしょう。

委員： 南保育園の募集要領と同じであれば、内容の確認はしています。

委員長： それでは、吹田市民営化保育所（吹田保育園）移管先募集要領（案）のとおりとし、平成28年11月21日から申込用紙配布を行い、応募の手続き作業に入っていただくということによろしいでしょうか。

各委員： 異議なし

#### 4 吹田保育園の移管先選定に係る審査項目（案）及び審査方法（案）について

委員長： 次に、次第4 吹田保育園の移管先選定に係る審査項目（案）及び審査方法（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 【吹田市保育園の移管先選定に係る審査項目（案）及び審査方法（案）について説明】

委員長： ただいまご説明いただきました、次第4の「吹田保育園の移管先選定に係る審査項目（案）及び審査方法（案）」について、御意見がある方はおられますか。

委員： 書類審査時の意見交換というのは、どの程度意見交換をするのですか。

事務局： この場合の意見交換は非公開部分になります。専門性の高い分野について、各委員さんから御意見をいただくことを考えております。南保育園の選定委員会では、財務諸表の内容について、会計に関して専門的な知識を持つ委員さんから提出書類の御説明をいただきました。それ以外の監査項目や保育の内容等についても、各委員さんそれぞれのお立場からお話をいただいて、委員間での共通理解が深まればと思っております。

副委員長： どの事業者が良いとかではなくて、この項目についてはこうですという意見交換ですよね。そうしないとかなり公平性の点から問題が出てきます。たしかに財務諸表の点に関しては専門家でないとなかなか難しいので、意見をいただくのは必要だと思います。

事務局： 専門性の高い分野は、それぞれ専門の委員さんから御説明いただきますが、この事業者が良いとか悪いとかの判断は行いません。ただ、南保育園の選定委員会でもそうでしたが、保護者委員の方が思いを伝えたいということがありますので、どのようなことを望まれているのかという点も含めて、発言していただきたいと思っております。

副委員長： 南保育園の時は3事業者の応募だったので、書類審査を行わずに最初から実地調査に行ったんですよね。

事務局： 4事業者以上の応募があった場合は、書類調査を行って3事業者に絞り込むということでした。南保育園の場合は3事業者でしたので書類審査を行いませんでした。

委員長： それでは、今回、皆様から頂きました御意見を踏まえ、次回までに事務局に準備をよろしく願いいたします。

#### 5 吹田保育園の今後のスケジュール（案）について

委員長： 次第5 吹田保育園の今後のスケジュール（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 【吹田保育園の今後のスケジュール（案）について説明】

委員長： では、事務局はスケジュールに沿って進めていただくようお願いいたします。これで本日の案件はすべて終了しました。以上をもちまして、本日の委員会を閉会します。お疲れ様でした。ありがとうございました。